

5. 警察への届出

- (1) 医療過誤によって死亡又は障害が発生した場合又はその疑いがある場合には、施設長は、速やかに所轄警察署に届出を行う。
- (2) 警察署への届出を行うに当たっては、原則として、事前に患者、家族に説明を行う。
- (3) 施設長は、届出の具体的内容を地方医務（支）局を経由して速やかに本省へ報告する。
- (4) 施設長は、警察への届出の判断が困難な場合には、地方医務（支）局を経由して本省の指示を受ける。

⑤ 四病院団体協議会「医療安全対策委員会中間報告」（平成13年3月）

・・・医師法 21 条に関して、趣旨は遵守すべきではあるが、医療事故・異状死への対応は別な視点で規定すべきである。・・・

・・・医師法 21 条のような罰則規定のある条項の「異状死」を拡大解釈して、「ふつうの死」以外全てに適応することは、臨床的に適さないと考える。今後、日本外科学会、日本内科学会、日本病理学会等の最終的な見解を踏まえ、日本法医学会にこの4項目について再考をうながし、現状にそぐわない点を反論しておくべきであり、臨床医の立場でのガイドラインが必要である。・・・

⑥ 国立大学医学部附属病院長会議常置委員会・医療事故防止方策の策定に関する作業部会「医療事故防止のための安全管理体制の確立について（提言）」（平成13年4月）

(7) 警察署への報告

① なぜ警察署に報告するのか

医師法においては、「異状死体」について24時間以内に所轄警察署に届け出ることが義務付けられているが、医療事故によって患者が死亡したと思われるような事態が発生した場合に同法の適用を受けるのか、未だ法的な解釈は確定していない。

一方で、医師法の届出義務とは別に、医療事故は刑事事件として業務上過失致死傷罪の対象となる可能性を有していることから、このことについて、どのように対応するかという問題がある。法的な解釈論は別として、倫理的な観点に照らして考えれば、刑事罰を科されるべき重大な事故を引き起こしてしまったような場合には、自主的かつ速やかに警察署に報告するということが正しい途ではないだろうか。本作業部会としては、そのような対応を、公的な医療機